平成２９年（フ）第１８４号
熊本市北区徳王１丁目１番１―103号
債務者　御書　一志
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　英範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２９号
兵庫県豊岡市野田37番地の２　レジデンス野田Ａ　101
債務者　大友規志男
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月29日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
山梨県中央市西花輪4368番地１、住民票上の住所山梨県山梨市三富徳和717番地１
債務者　坂本慎太郎
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪狩　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
前住所　山梨県南アルプス市西野1274番地141　桃の丘団地
債務者　望月　知子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　秀昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
兵庫県小野市東本町58番地
債務者　岡本美千代
成年後見人　衣笠　謙三
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第４８号
福岡県久留米市諏訪野町1563番地
債務者　大部　恵子（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山扶美香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第９４号
茨城県結城市大字上山川2079番地１
債務者　藤平　俊明
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立石　有作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２１５号
大阪府岸和田市池尻町107番地の15
債務者　岩本　光喜
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　修大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
長崎県佐世保市俵町３番14号、前住所長崎県佐世保市俵町26番28号　ムラタハイツ102
債務者　野口布美子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹口　将太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３９号
岐阜県大垣市静里町341番地ファミリー21静里Ⅱ612
債務者　柴田　光一
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第５５８号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番101―1222号　大幸東団地
債務者　平石　照美
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７０５号
愛知県瀬戸市水無瀬町154番地の７　コーポ見付台Ⅲ103
債務者　三宅　裕子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６号
北海道北見市北進町１丁目16番25―705号、前住所札幌市北区北35条西３丁目３番23―701号
債務者　石橋　　晃
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
北海道網走郡美幌町字青山北28番地の４　青山北ハイツ201号室、前住所北海道網走郡美幌町字青山北33番地の４
債務者　佐藤いずみ
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
北海道北見市西富町３丁目９番23号　コーポリカ102号
債務者　畠中　　葵（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第５０８号
埼玉県朝霞市本町１丁目34番１―215号、旧住所埼玉県朝霞市本町３丁目３番64号　スカイビレッジＡ203
債務者　中村健太郎
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係